

公式戦使用けん玉規程（協会主催の公式戦用）

1. 使用が認められるけん玉

日本けん玉協会認定の木製16－2型競技用けん玉で、指定の個所に認定シールが貼ってあり、以下の条件を満たすけん玉を使用すること。

- ① けん玉の長さが15cm以上であること。
- ② 玉の塗装は、協会が認定した塗装であること。
- ③ 玉とけん玉に影響する再塗装、修理、加工等が施されていないこと。
- ④ 玉の穴が原型を保持していると認められること。
- ⑤ けん玉には、文字、絵等、試技に利すると思われる目印が入っていないこと。
- ⑥ 糸は、皿胴にある所定の取り付け穴から出し、玉を連結すること。皿胴のどちらの穴を使用してもよい。
- ⑦ 糸の種類と糸の長さは自由とする。
- ⑧ 試技の成否に影響すると判断されるワレ、カケ、キズ、玉の塗装のハガレ等がないこと。
- ⑨ 「もしかめ競技」に関しては、糸なしけん玉を使用してもよい。
- ⑩ 認定シール以外のシールを貼ることは認めない。
ただし、米国消費者製品安全性向上法(CPSIA)等の法的要求事項に対応するため、協会が特に認めたシール、表示は可とする。
- ⑪ 認定シールではない、推奨シールや特別推奨シールのけん玉の使用は認めない。

2. 使用が認められるけん玉の個数

競技には、1本のみけん玉を使用すること。

3. 検査、判定及び管理

- ① 競技開始前に、審判員による使用けん玉の検査を行う。
- ② 大会審判長は、審判団の協議によりけん玉の使用の可否を決定する。
- ③ 検査後、試合中は審判員が使用けん玉を管理する。

4. 再検査

- ① 競技中に使用けん玉に分解等の支障をきたしたときは、審判員に申請し、許可をされた場合にのみ修理又は交換をすることができる。ただし、その場合においても、改めて検査（再検査）を受けなければならない。
- ② 再検査による合格は、特に止むを得ない場合を除き大会中1回までとする。
- ③ 再検査に提出するけん玉がない選手は、それ以降の試技を全て「失敗」とする。

(附則)

1. 昭和53年5月5日 制定
2. 平成12年10月29日 改正
3. 平成16年1月1日 改正
4. 平成20年3月16日 改正
5. 平成24年5月5日 改正
6. 令和元年5月10日 改正

<公式戦使用けん玉の解説とポイント>

I. けん玉の品質について

1. 使用するけん玉は、できるだけ「新品の品質」を保持しなければならない。
2. 糸の出し口は、皿胴のいずれの「糸取り付け穴」から出しても問題としない。
ただし、糸が糸穴以外から出ている場合は加工とみなす。
3. けん玉と皿胴の分離を防ぐための処置を施すことを推奨する。
 - ① 接着剤を使用してもよい。
 - ② 糸取り付け穴における「ネジ止め」は認める。
4. けん玉先の磨耗防止処置として、瞬間接着剤などによる固着はけん玉先の最先端部（けん玉先の先端円錐形状部）のみに限り認める。なお、接着剤は無色のものに限定する。
5. けん玉先の炭化は、加工・目印とみなし、使用けん玉としては使用できない。
6. 認定シール以外のシールを貼ることは認めない。
ただし、米国消費者製品安全性向上法(CPSIA)等の法的要求事項に対応するため、協会が特に認めたシール、表示は可とする。
7. けん玉識別のための記名などは、必要最小限の大きさとし、明らかに試技の目印となる場所にしてはならない。(例えば、うぐいすやすべり止めで玉を乗せる位置、玉の穴など)。
8. けん玉に、各種のサイン、絵などを施してはならない。
9. 「もしかめ」の使用けん玉は、競技の特殊性から、玉の塗装のハガレ等が他の公式戦では認められないレベルであっても、競技に影響しないと見なし、使用可とする。
10. けん玉の皿の縁やすべり止め等の部位を、水で濡らす等により試技をやりやすくしてはならない。ただし、保管のための保湿管理は問わない。
11. 協会認定けん玉であってもメーカー別の玉やけん玉等の部品を交換して組み合わせたけん玉の使用は認められない。
12. けん玉製造上の問題に起因する変形・表面状態の変化等がけん玉検査で確認された場合、試技の成否に影響がある変形・表面状態の変化は加工と見なし使用不可とする。

II. 使用けん玉判定基準の考え方

<ワレ、カケ、キズ、ハガレ等の判定基準>

- ・ けん玉が本来もっている、形状、材質から考えて、ワレ、カケ、キズ、ハガレ等の「定量的な測定」による判定基準の設定は極めて困難である。
- ・ 協会としては、この点については今後共、客観性のある判断基準を策定すべく、研究検討を進めていくが、現時点では「定性的な判定」によらざるを得ない。
- ・ 従って、この規定はそれら諸状況を考慮し、現時点において最も現実的な判定基準を設定した。
- ・ 公式戦における使用けん玉の競技に「影響するか、しないか」の判定に当たっては、公平性維持のため、審判団の協議により決定することとした。
- ・ この判定は、選手自身が事前に判定することはできないので、選手にとっては不安材料の一つであるが、故意にけん玉を加工することを未然に防ぎ、可能な限り公平に競技することが保証される方法といえる。
- ・ 従って、選手は、自分で用意したけん玉の使用が認められない場合を想定して、常に予備のけん玉を用意しておくことが要求される。
- ・ 次項に使用けん玉判定の主なチェック項目と目安を記す。

<判定のチェック項目>

- ① けん玉は、日本けん玉協会認定の木製16-2型競技用けん玉（認定シール付）であること。（推奨シール、特別推奨シールは不可）
- ② 糸の出し口は、糸付け穴からであること。糸出しの左右は問わない。
- ③ 糸の種類、色は問わない。
- ④ 糸には、ビーズの糸止めの目的以外の結び目がないこと。
- ⑤ けん玉先の先端部は磨耗していてもよいが、けん玉の長さが15cm以上であること。
- ⑥ けん玉先の長さの微調整を行うことは認める。ただし、調整の限度は、新品時の

- けん玉の形状を損なわない範囲であること。
- ⑦ けん先の最先端が磨耗した場合の補修を行うことは認める。ただし、補修の限度は、新品時のけん玉の形状を損なわない範囲であること。
 - ⑧ けん玉には、原則として、いかなる文字、絵も記入されていないこと。ただし、氏名等けん玉識別のための記名、記号は認める。その場合でも、それが目印にならないことを条件とする。
 - ⑨ けん玉のカケ(皿の縁及びすべり止めのカケ等)、玉の塗装のハガレ、穴の周辺の変形の度合いを判定すること。
 - ⑩ 認定シール等の状態、加工の有無、協会認定けん玉であってもメーカー別の玉やけん等の部品を交換して組み合わせたけん玉であるかの判定をすること。
 - ⑪ けん玉製造上の問題に起因する変形・表面状態の変化等がけん玉検査で確認された場合、試技の成否に影響があるかどうかで使用の可否を判定すること。